

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則

昭和59年11月15日最高裁判所規則第6号

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則を次のように定める。

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則

(定年退職日に関する指定)

第一条 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（以下「法」という。）第八十一条の二第一項の規定による指定は、最高裁判所が行う。

(定年の特例)

第二条 法第八十一条の二第二項第三号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 最高裁判所事務総長

二 最高裁判所が別に定める職員

2 前項第一号に掲げる職員の定年は年齢六十五年とし、同項第二号に掲げる職員の定年は最高裁判所が別に定める年齢とする。

附則

この規則は、昭和六十年三月三十一日から施行する。